

## 緊急雇用対策本部設置要綱

(平成20年12月9日設置)

### 1 目的

世界的な金融危機の影響等により雇用失業情勢は下降局面にあり、今後更に、派遣労働者、期間工等の非正規労働者を中心に大量離職の発生や、また新規学卒者の採用内定取消し等も懸念されるところである。

そこで、これらの者に対する再就職の支援等を迅速かつ的確に実施するため、厚生労働省に「緊急雇用対策本部」(以下「本部」という。)を設置する。

### 2 構成

本部は、次の者により構成し、本部長が主催する。

- ・ 本部長 渡辺厚生労働副大臣
- ・ 本部長代理 金子厚生労働大臣政務官
- ・ 副本部長 厚生労働事務次官、厚生労働審議官
- ・ 本部員 労働基準局長、職業安定局長、職業安定局次長、職業安定局高齢・障害者雇用対策部長、職業能力開発局長、雇用均等・児童家庭局長、政策統括官(社会保障担当)、政策統括官(労働担当)
- ・ 幹事 大臣官房 地方課長  
労働基準局 総務課長、監督課長  
職業安定局 総務課長、首席職業指導官、雇用政策課長、雇用開発課長、若年者雇用対策室長、就労支援室長、雇用保険課長、需給調整事業課長、外国人雇用対策課長  
職業能力開発局 総務課長、能力開発課長  
雇用均等・児童家庭局 総務課長、雇用均等政策課長  
社会・援護局 総務課長、福祉基盤課長  
政策統括官(労働担当) 参事官(労働政策担当)

### 3 業務

#### (1) 本部

- ① 雇用対策の推進、労働関係法令の遵守に係る指示
- ② 雇用調整、新規学卒者の採用内定取消し及び再就職支援の状況等把握等

#### (2) 都道府県労働局

- ① 雇用対策の推進、労働関係法令の遵守に係る指示・指導
- ② 雇用調整及び新規学卒者の採用内定取消し等に係る情報収集
- ③ 離職者の早期再就職支援の実施
- ④ 雇用保険の手続き及び労働条件の確保等に関する適切な対応等

### 4 運営

本部の庶務は、職業安定局雇用政策課において処理する。